

お客様各位

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用料金の取り扱いの特別措置実施について

エルシーブイ株式会社

平素はエルシーブイ株式会社をご利用いただきありがとうございます。

エルシーブイ株式会社は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、放送サービス・通信サービス利用料金等のお支払期限につき、以下の特別措置を実施いたします。

記

■特別措置の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※1」を受けているお客様からのお申し出に応じて、お支払期限の延長をいたします。

※1：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

■お支払い期限の延長

お支払い期限が2020年3月1日以降となっている料金について、お客様からのお申し出に応じて、お支払い期限を1ヶ月間延長いたします。

口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様は、お客様からのお申し出があった日付によっては、通常通り口座引き落としが行われる場合があります。

■お客様からのお申し出の受付開始日

2020年3月30日(月)～

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

■お支払い期限の延長措置実施期間

2020年5月末日まで

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施期間を延長する場合があります。延長する場合には、ホームページ等で別途お知らせいたします。

■本件に関するお問い合わせ

エルシーブイ株式会社 カスタマーセンター

0120-123-833 (9:00～18:00)

エルシーブイ株式会社では、今後ともよりよいサービス提供に努めてまいります。

引き続き変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

以上